

矢板市 データセンター 地域共生ガイドライン Ver.1.0

令和8年(2026年)

矢板市





目 次

第1章	はじめに	2
	1.1 策定の目的	2
	1.2 データセンターとは	4
	1.3 矢板市におけるデータセンターの立地適正	5
第2章	地域との対話・情報共有	8
	2.1 行政との対話・連携	8
	2.2 住民との対話	10
第3章	生活環境及び安全への影響	11
	3.1 騒音・振動の抑制	11
	3.2 排熱・排煙への配慮	12
	3.3 景観への配慮	14
	3.4 安全対策・災害レジリエンス	15
	3.5 地域交通への配慮	16
第4章	環境性能の向上と脱炭素電源の活用推進	17
	4.1 環境性能目標	17
	4.2 脱炭素電源の積極的な活用	18
	4.3 水資源の有効活用	19
	4.4 熱の有効活用	20
	4.5 取組状況の報告とモニタリング	21
第5章	地域社会への貢献	22
	5.1 データセンター事業者による地域貢献	22
	5.2 地域雇用と産業 DX の推進	23
	5.3 地域経済への波及効果	25
資料編	関連規制・関連計画等の一覧	27

第1章 はじめに

1.1 策定の目的

本市では、人口減少や少子高齢化の進行に伴う地域経済の縮小や担い手不足といった課題に対応し、持続可能な地域づくりを実現するため、地域の特性を生かした新たな産業の創出・集積を推進しています。特に本市は、大容量の電力供給ポテンシャルなどデータセンターの立地に適した特性を有しており、これらの強みを活用した産業集積を図ることが重要となっています。

このため本市では、「矢板市産業集積プラン」において、データセンターを資本集約型産業¹の重点対象として位置付け、その立地を積極的に推進しています。

国においても、2026年度に日本成長戦略を閣議決定し、17の戦略分野の一つである「デジタル・サイバーセキュリティ」において、データやAIの利活用を支える基盤として国内データセンターの整備を推進しています。こうした取組の一環として「GX戦略地域²（データセンター集積型）」制度が創設され、本市はその対象地域に選定されています。

一方で、データセンターの立地にあたっては、地域との共生を図りながら適切な施設整備及び運用を行うことが重要です。そこで本市では、地域共生に向けてデータセンター事業者を求める事項を示すものとして、本ガイドラインを策定しました。住民の皆様は理解を深める情報源として、事業者の皆様は良好な地域関係を構築するための取組指針としてご活用ください。

¹ 資本集約型産業：工場や機械、設備などへの大きな投資が必要で、人手よりも多くの資本を活用して生産やサービス提供を行う産業。

² GX戦略地域：脱炭素と経済成長の両立を目指し、国が重点的に支援する地域。再生可能エネルギーやデータセンター、次世代産業の集積を促進することにより、地域経済の活性化を図る。

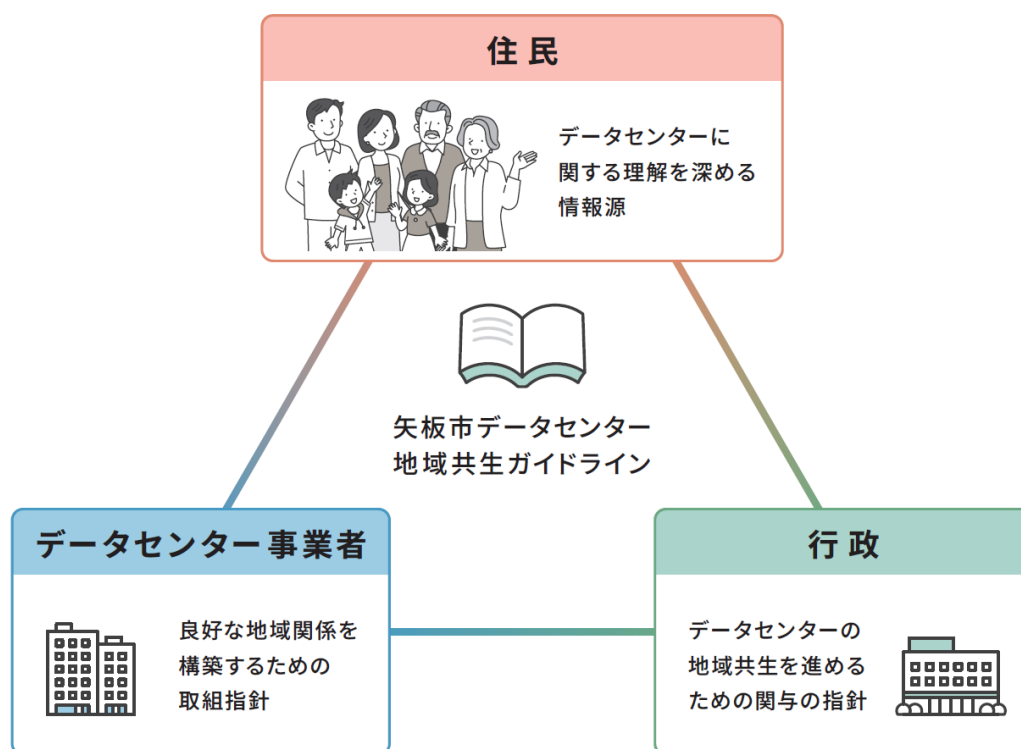
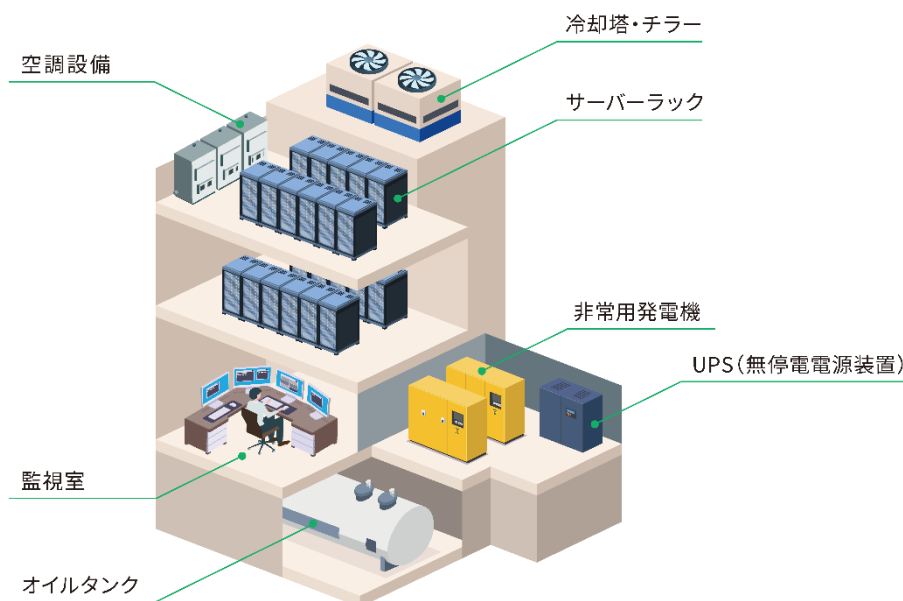


図 1 : 本ガイドラインの位置づけ

1.2 データセンターとは

データセンターとは、インターネット用の装置を設置・運用することに特化した建物の総称であり、装置を冷却するための設備や非常用発電機なども備えています。インターネットに繋がっており、24 時間 365 日絶え間なく利用者のデータを処理しています。一般的な工場と比較すると、人や物、車両の出入りは限定的であり、館内でデータ処理を行う大量の設備の動作環境のために、窓も少ない建物であることが特徴です。



● 空調設備

- ・ サーバーの温度上昇を抑え、安定稼働を支えるため、室内や機器の温度・湿度を維持します。

● 監視室

- ・ 通信の状態など、施設の稼働状況の監視が行われています。

● オイルタンク

- ・ 停電が続いた場合に起動する非常用発電機の燃料を貯蔵します。消防法等による構造・設備の安全基準を満たして設置されます。

● 冷却塔・チラー

- ・ サーバー室の空調設備等の冷却水等の循環を担う設備です。

● サーバラック

- ・ 各種サービスの提供、データの保存・処理、ネットワーク通信の制御などを担う、情報処理装置（サーバー）が配置されています。

● 非常用発電機

- ・ 停電が続いた場合にサーバー等の機器を継続稼働できるように、燃料を用いて発電を行います。

● UPS（無停電電源装置）

- ・ 停電の際などに、バッテリーからサーバー等に電力を供給することで、継続稼働を可能にします。

図 2：データセンターの一般的な設備構成

1.3 矢板市におけるデータセンターの立地適正

■ データセンターの立地条件

データセンターは、24 時間 365 日停止することなく安定して稼働することが求められる重要な社会インフラです。そのため、障害発生時においてもサービスを継続できるよう、電力等のインフラにおける冗長性³の確保が不可欠です。また、災害による設備被害や運用停止のリスクを低減するため、地震や洪水などの自然災害リスクが低いことが求められます。さらに、人員・物資の移動や利用企業との連携を円滑に行うため、大都市圏（首都圏等）への優れたアクセス性も重要な立地条件となります。

■ 矢板市の優位性と立地適正区域

本市は、データセンター集積に必要な条件を高度に備えた地域です。南北方向及び東西方向にそれぞれ 2 系統の送電線が交差しており、大容量の電力を安定的に供給できるポテンシャルを有しています。さらに、国道 4 号や東北自動車道による首都圏への交通利便性に優れるとともに、活断層リスクが低く強固な地盤を有することから、自然災害リスクが低い地域といえます。

本市では、電力供給力、交通アクセス、防災性及び周辺環境との調和等を総合的に勘案し、「矢板工業団地」及び「地域未来投資促進法の重点促進区域⁴」をデータセンターの「立地適正区域」に位置付け、同区域への立地を誘導します。

その一方で、自然環境や生活環境への影響が大きいことが想定されるエリア（自然公園法に基づく自然公園、用途地域の中の住居地域、重点促進区域を除く農地、住宅地、分譲地等）は、立地が望ましくない区域と位置付けます。

①矢板工業団地	用途地域が工業地域に指定されている区域であり、産業集積のために開発した用地です。既存インフラを活用できることから、比較的短期間での整備が期待されます。
②地域未来投資促進法の重点促進区域	産業集積に向けて選定した区域であり、広い用地の確保が可能であることから、企業立地の促進が期待される区域です。

³ 冗長性：機器やシステムに障害が起きても機能を維持できるよう、予備の設備や仕組みをあらかじめ備えておくこと。

⁴ 地域未来投資促進法の重点促進区域：地域経済の活性化につながる企業の設備投資や事業立地を重点的に促進するため、自治体が国の同意を受けて設定する区域。指定されることで、計画的な土地利用等が可能となる。



図 3：データセンターの立地適正区域



第2章 地域との対話・情報共有

本章では、データセンターの建設・運用に際し、データセンター事業者における行政及び住民との対話・連携のあり方を説明します。

2.1 行政との対話・連携

データセンターの円滑な整備及び運営のためには、データセンター事業者と行政が早い段階から情報共有を行い、地域課題や必要な手続について認識を共有することが重要です。

データセンター事業者は、本市に対して立地検討段階から運用開始後に至るまで、建設・運用に関する情報共有及び事前相談を行ってください。

本市は、法令や条例の適用関係、地域特性、必要な手続等に関する情報提供を行うほか、住民とのコミュニケーションを図る範囲や地域固有の課題について助言を行うとともに、地域共生に向けた取組を促します。

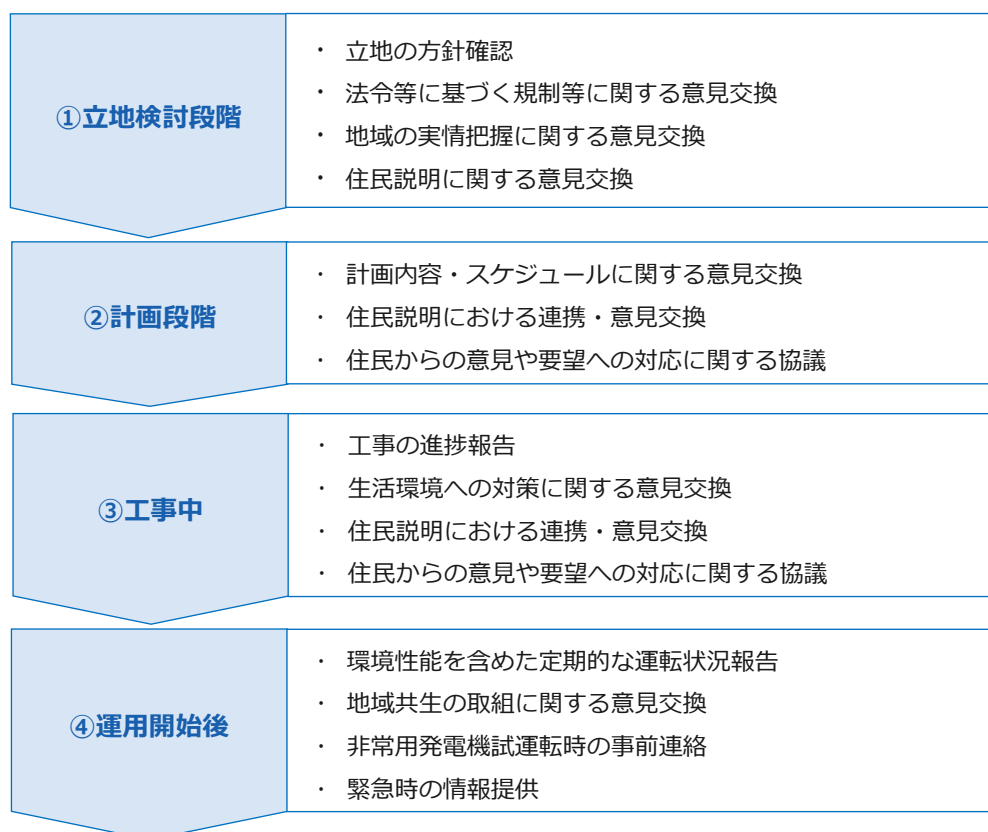


図 4：行政とデータセンター事業者による継続的な連携の例

データセンター事業者の皆様へ

データセンターの建設・運用や地域共生に関する課題について、本市と継続的に情報共有・相談を行いながら、地域と共生する施設運営を進めてください。

2.2 住民との対話

データセンターは、長期間にわたり運営される施設であることから、住民との信頼関係を構築し、維持していくことが重要です。

データセンター事業者は、立地検討段階から住民への情報提供を行うとともに、一方的な説明にとどまることなく、住民の皆様から寄せられる意見や懸念に適正に向き合いながら、継続的な対話を行ってください。また、施設の建設後においても、定期的な情報提供や意見交換を通じて、良好な関係の維持に努めてください。

①立地検討段階	・ 窓口の設置 ・ 事業概要の提示
②計画段階	・ 計画に関する住民からの意見や要望の収集・回答
③工事中	・ 工事の進捗報告 ・ 生活環境への対策の実施状況報告 ・ 工事に関する住民からの意見や要望の収集・回答
④運用開始後	・ 定期的な運転状況報告 ・ 窓口の継続 ・ 非常用発電機試運転時の事前連絡 ・ 緊急時の情報提供

図 5：住民とデータセンター事業者による継続的な対話の例

■ データセンター事業者に期待する対話の姿勢

- 一方的な報告や形式的な説明会にとどまらず、住民の皆様からのご質問やご意見に向き合う対話を重視すること
- 住民の皆様からのご質問やご意見には、誠実かつ具体的に回答すること
- 住民の皆様からのご意見を踏まえて講じる対策等について、説明会等を通じて適切に周知すること
- 専門用語を避け、図表や完成イメージ図等を活用したわかりやすい資料を使用すること

第3章 生活環境及び安全への影響

本章では、データセンターの建設・運用に際し、生活環境や安全面に関して配慮が必要な主な事項について、その実態とデータセンター事業者を求める対策を説明します。

3.1 騒音・振動の抑制

データセンターは24時間運用を前提とするため、サーバー冷却用の空調設備（室外機・冷却塔等）の常時稼働に伴う機械音や非常用発電機の点検・試運転時における動作音が発生します。

一方で、これらの騒音・振動に対しては関係法令及び各種条例による厳密な基準が適用されます。本市としては、データセンターを立地適正区域に誘導した上で、データセンター事業者には適切な防音・制振対策を講じることを求めます。

図6：法令及び条例に基づく騒音（左）・振動（右）の基準値（敷地境界における値）

地域区分	基準値		地域区分	基準値 ※建設作業における基準値
	昼間 (6～22時)	夜間 (22～翌6時)		
工業地域	60 デシベル	50 デシベル	工業地域	75 デシベル
無指定の地域	60 デシベル	50 デシベル	無指定の地域	75 デシベル

※2026年時点で、立地適正区域①：矢板工業団地は「工業地域」、立地適正区域②：地域未来投資促進法の重点促進区域は「無指定の地域」に該当する。

図7：（参考）日常生活における音の大きさの目安

日常生活音	音の大きさの目安
人の話し声（日常）	約 50～61 デシベル
テレビ	約 57～72 デシベル
掃除機	約 60～76 デシベル

※出典：東京都「生活騒音」

3.2 排熱・排煙への配慮

(1) 排熱

データセンター事業者は、空調設備などから排出される温風が近隣住宅や歩行者等に当たらないよう、設備の配置等を十分に配慮してください。

また、本市ではデータセンターを立地適正区域に誘導することに加え、当該区域においては、近隣事業者等による排熱の有効活用（利活用）の検討や、大気中への排熱排出量自体の抑制を促します。（詳細は本ガイドライン「4.4 熱の有効活用」を参照）。

データセンター事業者は、周辺環境への影響を最小限にとどめるため、熱源や排出口の配置等を工夫してください。

■ データセンター事業者を求める取組

- 排気が歩行者等に直接当たらないよう、室外機及び冷却設備の向きや配置を十分に工夫すること
- 住民説明会等において、排熱の発生メカニズムや想定される環境への影響に関するデータを示し、丁寧な説明を行うこと
- 地域との共生に向け、近隣事業者や本市と協力し、排熱の有効活用（熱利用等）に向けた検討に努めること

(2) 排煙

データセンターでは、停電時にも継続して運転できるよう、非常用発電機を設置します。非常用発電機は、停電時や法令等に基づく試運転時に使用される設備であり、通常時に稼働し続けるものではありません。

排煙に対しては、大気汚染防止法等の関係法令に基づく規制が適用されます。データセンター事業者は、規制を遵守するとともに、試運転について住民への周知を行うなどの配慮を行ってください。

■ データセンター事業者を求める取組

- 大気汚染防止法等の関係法令及び各種基準の遵守

- 排気口の向きや配置等への配慮
- 非常用発電機の試運転についての住民への事前周知
- 排煙に関する住民からの問い合わせへの適切な対応

3.3 景観への配慮

■ データセンターの建物と景観

データセンターは、セキュリティ確保の観点から窓が少なく、大型の設備を伴うことから、その外観について不安の声が寄せられることがあります。建物の高さや配置、植栽等を工夫することで、周辺景観との調和を図ることが可能です。

このことから、データセンター事業者は、地域の景観特性に配慮した施設計画を策定するようにしてください。

■ データセンター事業者を求める取組

- 栃木県・矢板市の景観条例や矢板市景観計画の遵守
- 建物の高さや配置等に配慮し、周辺景観との調和を図ること
- 植栽や緩衝帯等を活用し、圧迫感の軽減に努めること
- 室外機や冷却設備等について、周辺からの見え方に配慮すること
- 地域の景観特性を踏まえた外観デザインを検討すること

3.4 安全対策・災害レジリエンス

データセンターは様々な設備を備えており、安全対策・災害レジリエンスは周辺環境にとっても重要な観点です。データセンター事業者は、一般的な建築物と比較して高い耐震性能の確保、浸水対策、燃料設備の適切な管理、緊急連絡体制の整備など、災害発生時における安全性を確保するための万全な措置を講じてください。

なお、非常用発電機の燃料保管等については、消防法や建築基準法等の関係法令に基づき、厳格な管理が義務付けられています。

■ データセンター事業者に求める取組

- 消防法、建築基準法等の関係法令の遵守
- 非常用発電機や燃料設備の適切な維持管理
- 耐震・浸水対策等を考慮した施設整備
- 災害発生時における本市、関係機関との緊急連絡体制の整備
- 本市、関係機関及び地域との防災連携

3.5 地域交通への配慮

データセンターの建設工事中は大型車両の往来が増加するほか、施設稼働後においても機材搬入等に伴う車両の出入りが発生します。

データセンター事業者は、工事車両等の通行時間帯の配慮や安全対策を徹底してください。

■ データセンター事業者を求める取組

- 児童・生徒の登下校時間帯や通勤時間帯における工事車両の走行を極力回避すること
- データセンター周辺の公道等における工事車両・関係車両の長時間駐停車を行わないこと
- 周辺交通への影響緩和及び事故防止のため、適切な箇所へ誘導員・警備員を配置すること
- 工事スケジュールや交通規制計画について、事前に住民へ周知・説明すること

第4章 環境性能の向上と脱炭素電源の活用推進

本市は、「GX 戦略地域（データセンター集積型）」に選定されており、データセンター集積を核とした産業クラスターの形成や AX⁵・DX⁶の推進に取り組んでいます。本章では、その前提となる環境性能の向上や、脱炭素電源の活用に関する本市の考え方を示します。

4.1 環境性能目標

■ データセンター事業者を求める環境性能目標

データセンター事業者は、環境負荷の低減に向けて、高いエネルギー効率を確保するとともに、再生可能エネルギーの活用を推進してください。

本市では、データセンターの環境性能を評価する主要指標として、PUE⁷と再エネ使用比率を設定し、継続的な改善を促します。

PUE については、省エネ・非化石転換法に基づく国の指針を踏まえ、2029 年度以降に新設される一定規模以上のデータセンターに対し、稼働開始後 2 年が経過した時点の翌年度以降、PUE1.3 以下を目標とすることを求めます。

また、本市では、データセンター運用に使用するエネルギーに占める再生可能エネルギー比率について、70%以上を推奨目標として設定します。

PUE ※2029 年度以降新設のデータセンター	再エネ使用比率
1.3 以下	70%以上

図 8：本市がデータセンター事業者を求める環境性能目標

⁵ AX：AI Transformation（AI トランスフォーメーション）の略。AI を単なるツールとして使うだけでなく、AI を前提に業務プロセスや組織、事業モデルを変革する取組のこと。

⁶ DX：Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）の略。デジタル技術やデータを活用して、業務やサービス、組織の仕組みそのものを変革し、新たな価値を創出する取組のこと。

⁷ PUE：Power Usage Effectiveness（電力使用効率）の略。データセンターのエネルギー効率を示す指標。「データセンター全体の消費電力 ÷ IT 機器（サーバー等）の消費電力」で算出する。

4.2 脱炭素電源の積極的な活用

■ 脱炭素電源の活用に関する考え方

本市及びその周辺地域には、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入ポテンシャルがあります。

本市では、データセンターによる地域の再生可能エネルギーの活用や PPA⁸導入、新たな電源開発など、非化石証書⁹による環境価値の取得にとどまらない実質的な脱炭素電源の活用を促します。

■ データセンター事業者を求める取組

- 地域の再生可能エネルギーの活用
- フィジカル PPA¹⁰・オンサイト PPA¹¹の積極的な活用
- 敷地内太陽光発電等の導入
- 新たな再生可能エネルギー電源の導入拡大につながる電力調達の検討
- GX 戦略地域の枠組みにおける国・県支援制度の活用

市の取組

本市は、アグリゲーター¹²や金融機関と連携し、多様な再生可能エネルギー調達手法の紹介を行うほか、国・県支援制度の活用を促します。

⁸ PPA（Power Purchase Agreement：電力購入協定）：再生可能エネルギー事業者と需要家が長期間にわたり電力を売買する契約。

⁹ 非化石証書：太陽光・風力・水力などの非化石電源で発電された電気の「環境価値（CO₂を排出しない価値）」を証明・取引するための証書。

¹⁰ フィジカル PPA：企業や需要家が再生可能エネルギー発電事業者と直接契約を結び、発電された電力（kWh）とその電力が再生可能エネルギー由来であることを示す環境価値をセットで購入する形態。

¹¹ オンサイト PPA：需要家の敷地内（工場の屋根や駐車場など）に発電設備を設置し、発電された電力を直接利用する形態。

¹² アグリゲーター：複数の発電設備・蓄電池・需要家の電力を束ねて、電力市場や送配電事業者に一括で提供する事業者。

4.3 水資源の有効活用

■ データセンターにおける水消費

データセンターにおける水消費について、技術革新により水使用効率の改善は進んでいますが、持続可能な水資源の利用は重要です。

本市の立地適正区域は比較的豊富な水資源を有していますが、水は限りある貴重な資源です。データセンター事業者は、水使用量の把握・管理や効率的な水利用に努め、地域の水利用に影響を及ぼさない運営を行ってください。

■ データセンター事業者を求める取組

- 飲料水・生活用水及び農業用水への影響が生じない水源・用水の使用計画を策定すること
- 水使用量の把握・管理を行い、その状況を本市へ報告すること
- 冷却方式の工夫や高効率設備の導入により、水使用量の抑制に努めること

4.4 熱の有効活用

■ 熱の活用想定

データセンターから発生する熱は、地域資源として有効活用できる可能性があります。

本市では、農業用ハウスの加温や食品関連産業の製造工程などにおける活用の可能性を検討しており、熱供給先におけるエネルギー使用量の削減や脱炭素化への貢献が期待されます。

データセンター事業者が、立地計画の段階から熱利用の可能性について検討するとともに、地域の農業・産業との連携を図れるよう、本市は、関係事業者・農業関係者等とのマッチングを促すとともに、熱利用に必要な設備整備や関連制度・支援策に関する情報提供を行います。

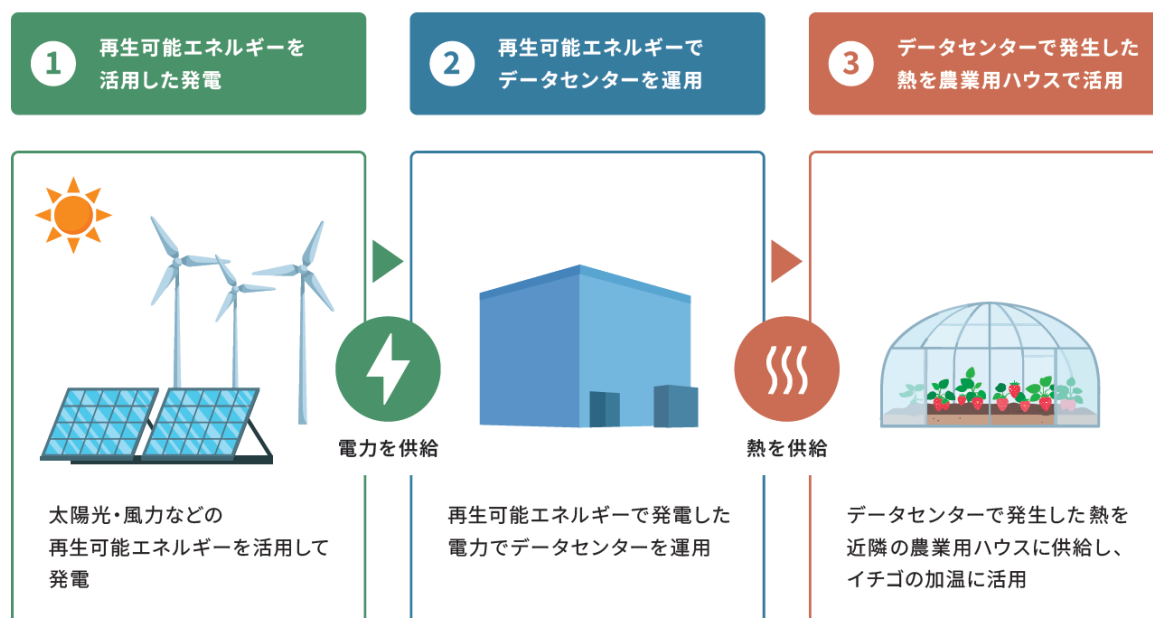


図 9：データセンターから発生する熱の活用イメージ

データセンター事業者の皆様へ

熱を地域資源として有効活用できるよう、立地計画の段階から熱利用の可能性について検討してください。

市の取組

本市は、データセンター事業者と農業・産業分野の関係者との連携を促し、マッチングを促進するほか、熱の有効活用に向けた情報提供を行います。

4.5 取組状況の報告とモニタリング

本市では、データセンター事業者における環境性能の向上や脱炭素電源の活用状況について、継続的なモニタリングを実施します。

モニタリングにあたっては、データセンター事業者の報告負担を最小限とするため、本市独自の新たな報告様式は原則設けず、省エネ・非化石転換法に基づき国へ提出・公表される定期報告書の活用を基本とします。

モニタリング結果については、地域共生や環境負荷低減に向けた取組の改善に反映します。

分野	主な指標	確認観点・項目
エネルギー効率	PUE	・ PUE が国の定める基準値を満たしているか
再エネ活用	再エネ使用比率	・ 再エネ使用比率が本市の推奨目標を満たしているか
脱炭素電源	調達した脱炭素電源の電力量 /発電方式/発電エリア	・ 脱炭素電源を積極的に調達しているか ・ 敷地内での脱炭素電源による発電を実施しているか ・ 市内・県内等の近隣地域由来の脱炭素電源を調達しているか
水資源	水使用量	・ 水の使用量を把握・管理しているか ・ 水の効率的な利用に取り組んでいるか
熱の有効活用	熱の有効活用の実施状況	・ 熱の有効活用を実現しているか ・ 熱の供給量はどの程度か

図 10：モニタリングの観点・項目（例）

データセンター事業者の皆様へ

省エネ・非化石転換法に基づく報告内容を活用し、環境性能や脱炭素電源の活用状況について本市へ情報共有してください。また、継続的な改善に向けた自主的な取組を進めてください。

市の取組

本市は、データセンター事業者から共有された情報をもとに、環境性能目標の達成状況や脱炭素電源の活用状況を継続的に確認・モニタリングします。また、その結果を地域共生や環境負荷低減に向けた取組の改善に活用します。

第5章 地域社会への貢献

データセンターは単なる施設立地にとどまらず、デジタルインフラにおける重要な役割を担う施設として地域経済や産業構造に大きな影響をもたらす可能性があります。

本市では、データセンター集積を核として、地域雇用の創出、産業 DX の推進、新たな産業集積の形成等を図り、地域の持続的な発展につなげていくことを目指しています。

本章では、地域社会との共生に向けてデータセンター事業者を求める取組と、データセンター集積が地域にもたらす効果について示します。

5.1 データセンター事業者による地域貢献

全国では、データセンター事業者による教育、防災、地域活動等への様々な貢献事例があります。本市に立地するデータセンター事業者においても、本市や住民との対話を通じて、地域の実情やニーズに応じた地域貢献に取り組んでください。

■ 地域貢献の取組例

- デジタル人材育成・教育支援：市内学校における施設紹介やプログラミング教室、大学等への出張講座、高齢者向けデジタル活用支援等
- 地域防災への協力：防災備蓄への協力や災害時の設備活用等
- 地域活動への参加：地域イベントへの協力や地域美化活動への参加
- 地域との交流・情報発信：施設紹介や説明会の開催等

データセンター事業者の皆様へ

住民や関係団体との対話を重ねながら、地域の実情やニーズに応じた地域貢献活動に取り組んでください。

市の取組

本市は、データセンター事業者と住民・関係団体との連携を支援するとともに、地域貢献活動に関する情報共有や調整を行います。

5.2 地域雇用と産業 DX の推進

■ 建設・運用による雇用創出

データセンターの建設・運用は、多様かつ継続的な雇用の創出につながります。建設時は地元建設業をはじめ、飲食業、宿泊業など、運用時は設備管理、警備、清掃などの経済波及効果や雇用創出が期待されます。また、事業者にとっても、将来の運営管理や維持補修等において円滑な対応が可能となるなどのメリットがあります。

データセンター事業者には、積極的に地域企業の活用を図るとともに、それらを通じた地域雇用の促進など地域経済への貢献を求めます。

■ 産業 DX の推進

データセンターの集積は、AI やデジタル技術の活用を支える重要な基盤となります。

本市では、地域企業の生産性向上や新たな事業創出を促進するとともに、教育、医療、物流、農業など様々な分野でデジタル化や DX を支援し、地域全体の競争力向上を目指します。

また、データセンターを核として、AI 関連企業やデジタル関連企業の集積を促進し、新たな産業集積の形成につなげます。

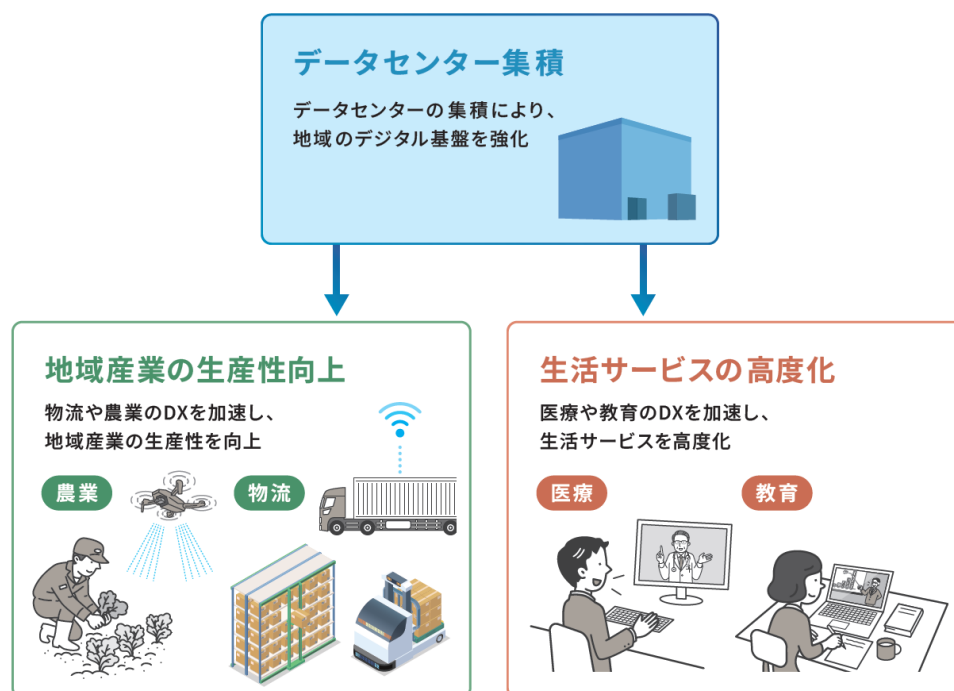


図 1 1 : データセンター集積による地域産業の生産性向上と生活サービスの高度化

データセンター事業者の皆様へ

データセンターの建設・運用にあたっては、地域企業の活用や地域雇用の促進・創出に取り組んでください。

市の取組

データセンターの集積により、地域雇用の創出や財政基盤の強化が期待されます。本市では、こうした効果を市民サービスの向上や地域活性化につなげる取組を実施していきます。

5.3 地域経済への波及効果

データセンターの集積は、雇用創出に加え、固定資産税等による財政基盤の強化につながります。また、建設・運営に伴う地域企業との取引拡大や関連企業の集積により、地域経済への波及効果が期待されます。

本市では、こうした効果を活かし、子育て、教育、福祉、インフラ等の市民サービスの向上と地域産業の活性化につなげ、持続可能で豊かな地域づくりを進めます。

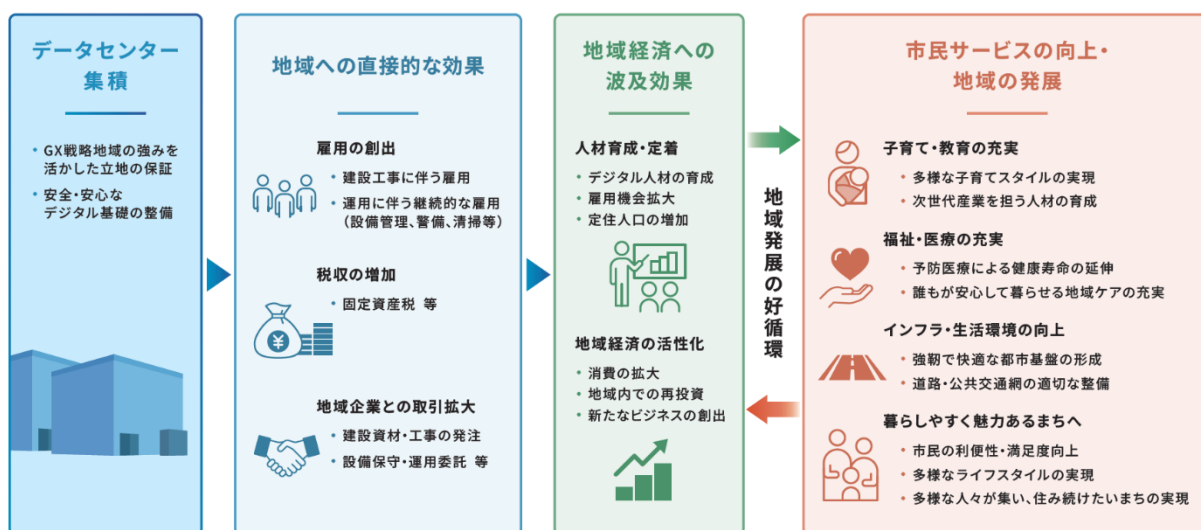


図 12 : データセンター集積が地域にもたらす効果



図 13 : データセンター集積による地域活性化のイメージ

住民の皆様にお伝えしたいこと

データセンターの立地により、地域雇用の創出や財政基盤の強化が期待され、その効果を活かすことで、持続可能で豊かな地域づくりにつながっていきます。

市の取組

本市は、データセンター集積による経済効果を地域全体へ還元できるよう、企業誘致や関連産業の集積促進、人材育成等の取組を推進します。また、得られた効果を市民サービスの向上や地域課題の解決につなげていきます。

資料編 関連規制・関連計画等の一覧

本ガイドラインに関連する主な法令・条例・計画・ガイドライン等を以下に示します。立地検討・施設整備の各段階において、最新の情報を確認の上、適切に遵守・活用してください。

■ 国の法令・制度

建築基準法	建築物の安全性や衛生環境を確保するため、建築物の構造や設備、敷地に関する基準を定めた法律
都市計画法	計画的で良好なまちづくりを実現するため、土地利用や都市施設の整備、市街地開発等に関するルールを定めた法律。本法律に基づき、地方公共団体が地域の実情に応じて都市計画を定める
国土利用計画法	国土の適正かつ合理的な利用を確保するため、土地利用計画や土地取引規制等を定めた法律
盛土規制法	盛土等による災害を防止するため、盛土等の許可基準や安全管理等を定めた法律
騒音規制法	生活環境を保全するため、事業所等から発生する騒音に関する規制基準を定めた法律
振動規制法	生活環境を保全するため、事業所等から発生する振動に関する規制基準を定めた法律
大気汚染防止法	大気環境の保全と健康被害の防止を図るため、事業所等から排出される大気汚染物質の排出基準を定めた法律
消防法	火災による被害の防止と人命・財産の安全を確保するため、火災の予防や消防の設備、燃料（危険物）の貯蔵・取扱いに関する安全基準を定めた法律
省エネ・非化石転換法	エネルギーの有効利用と脱炭素化を確保するため、一定規模以上の事業者に対し、省エネと非化石エネルギーへの転換を求めるとともに、エネルギー効率に関する国への報告について定めた法律
地域未来投資促進法	地域経済の成長と高付加価値産業の集積を確保するため、地域経済を牽引する事業への支援措置等を定めた法律。本市では安沢地区重点促進区域の指定根拠法令
GX 戦略地域制度	GX 産業立地政策の具体的な措置として、国が3類型で地域を認定し、支援と規制・制度改革を行う制度。本市はデータセンター集積型のGX戦略地域として選定

■ 栃木県・矢板市の条例・計画

栃木県生活環境の 保全等に関する条例	県民の健康の保護と快適な生活環境を確保するため、公害防止や環境負荷の低減に関する基準・規制等を定めた条例。騒音・振動・大気汚染等に関する国法令よりも詳細な基準を定めている
矢板市景観条例	良好な景観の形成と地域の魅力ある景観の継承を確保するため、市内の建築物の色彩・デザインに関する基準や届出制度を定めた条例。データセンター建設に際し、その外観に関する市との事前協議が必要
矢板市産業集積プラン	データセンターをはじめとする資本集約型産業及び雇用創出型産業の誘致・集積を推進する本市の計画



矢板市データセンター地域共生ガイドライン

Ver1.0

令和 8 年（2026 年）

＜発行・お問い合わせ先＞

矢板市経済産業部商工観光課

〒329-2192 栃木県矢板市本町 5 番 4 号

TEL： 0287-43-6211

E メール： syoukou@city.yaita.tochigi.jp